



2023年8月10日

各 位

会 社 名 パーソルホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 和田 孝雄
(コード番号 2181 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 CFO 徳永 順二
(T E L 0 3 - 3 3 7 5 - 2 2 2 0)

当社グループ経営幹部等に対する株式交付制度の継続および追加信託 に関するお知らせ

当社は、2017年度から、当社のグループ子会社の取締役ならびに当社および当社のグループ子会社の幹部社員のそれぞれを対象とする新たなインセンティブ・プランとして、信託を活用して当社株式を交付する制度（以下総称して「本制度」といい、本制度の対象者を総称して「グループ経営幹部等」といいます。）を実施しておりますが、今般、本制度を継続し、追加信託の抛出を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬制度については、本日付の適時開示「当社取締役等に対する株式報酬制度の追加信託に関するお知らせ」および2023年5月19日付の適時開示「当社取締役等に対する株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続

(1) 当社は、当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブを、グループ経営幹部等に対して付与することを目的として、2017年に本制度の導入を決議いたしました。

当社は、本制度が当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブとして引き続き有効であると考えられることから、本日開催の取締役会において本制度を2026年3月末日で終了する事業年度までの新たな3事業年度を対象として継続することを決議いたしました。

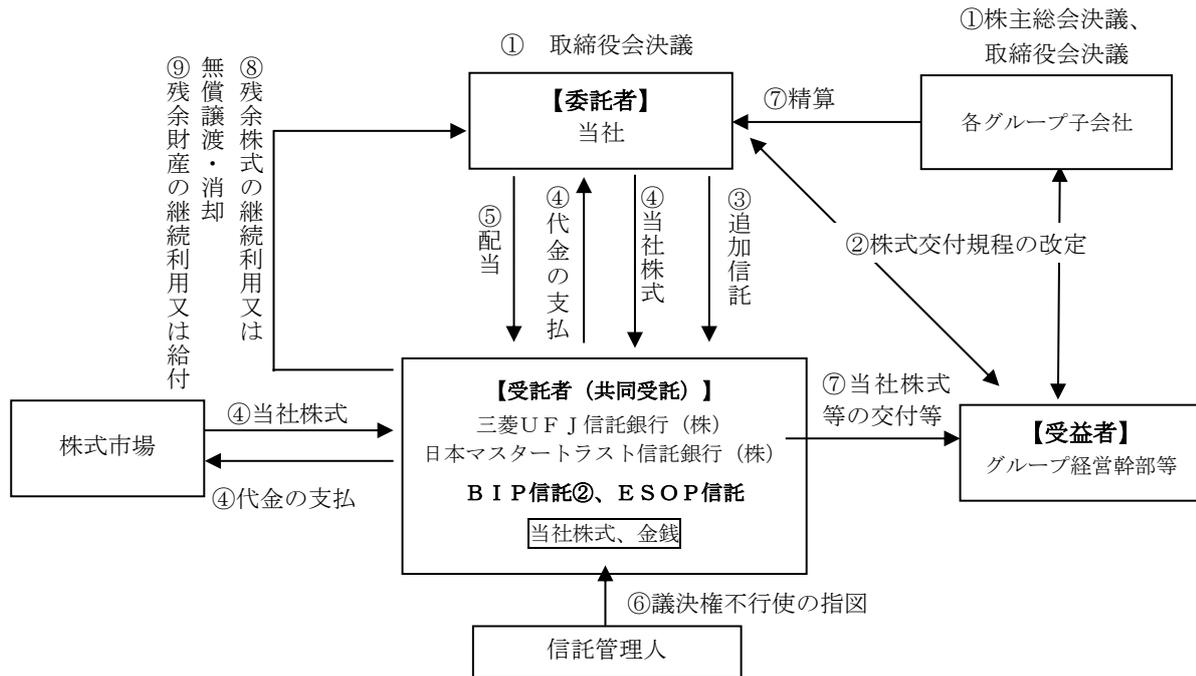
(2) 当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用し、当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

本制度では、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）します。

なお、当社は、別途当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および当社執行役員ならびに監査等委員でない社外取締役および監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の継続を決議しておりますが、当該制度でもB I P信託の仕組みを採用しており、当該制度はB I P信託①、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度はB I P信託②として、それぞれ分けて管理します。

(3) 当社グループ子会社の取締役や幹部社員に対する本制度の継続は、各グループ子会社における取締役会等において承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 各グループ子会社は、取締役に対する本制度（BIP信託②）の継続に関して、各社の取締役会等において決議を得ます。当社及び各グループ子会社は、幹部社員に対する本制度（ESOP信託）の継続に関して、各社の取締役会においてそれぞれ決議を得ます。以下、BIP信託②及びESOP信託を総称して「各本信託」といいます。
- ② 当社及び各グループ子会社は、本制度の継続に関して、必要に応じて、各社ごとに取締役会において株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、各本信託に対し追加で信託金を拠出します。
- ④ 各本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（新株発行もしくは自己株式の処分）から取得します（各本信託が取得する株式数は、BIP信託②についてはその導入に関する株主総会決議及び①の決議の範囲内とし、ESOP信託についてはその導入に関する取締役会決議及び①の決議の範囲内とします。）。
- ⑤ 各本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 各本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 各本信託にかかる信託期間中、各社の株式交付規程に従い、グループ経営幹部等に一定のポイントが付与されます。グループ経営幹部等が一定の受益者要件を満たした場合、当該ポイント数の一定割合に相当する当社株式を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付します。各グループ子会社は、グループ経営幹部等に交付等が行われた当社株式等に相当する金銭を当社に対して精算します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式交付制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社、各グループ子会社及びグループ経営幹部等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

